

出前講座および図書のご案内

当センターでは、高次脳機能障がいをお持ちの御本人や御家族への相談支援をはじめ、障がいについてより多くの方に理解していただくため、その一環として出前講座を実施しております。今年度は、地域包括支援センターの職員、特別支援学校の教員、介護福祉士、市職員等を対象に計150名の参加をいただきました。その中での質問としては、確定診断の可能な医療機関を教えてください、社会的行動障害への支援や家族会、新設加算について知りたい、連携事例の紹介、福祉サービス、通所教室、障害受容等がありました。また、支援学校における合理的配慮について関係者の方々と意見交換できました。個々の障がい特性に配慮し実態に応じた支援を積み重ねて行くことが求められます。

また、高次脳機能障がいに関する図書の貸出を行っており、新たに12冊ご利用できるようになりました。貸出手順等の詳細につきましては、当センターのホームページをご覧ください。

**【貸出期間等】 1回につき3冊以内
最長2ヶ月 無料
お問い合わせ：当センターまで**

高次脳機能障がい貸出図書一覧表 宮崎県身体障害者相談センター

番号	図 書 名
1	高次脳機能障がいわかる本
2	高次脳機能障がいのリハビリがわかる本
3	なるほど高次脳機能障がい 誰にもおきる見えない障がい
4	よくわかる子どもの高次脳機能障がい
5	日々コウジ中 高次脳機能障がいの夫と暮らす日常コミック
6	続・日々コウジ中 高次脳機能障がいの夫と暮らす日常コミック
7	高次脳機能障がいとともに～制度の谷間から声を上げた10年の軌跡～
8	Q&A 脳外傷「第3版」高次脳機能障がいを生きる人と家族のために
9	50シーンイラストで分かる 高次脳機能障がい「解体新書」
10	「話せない」と言えるまで 言語聴覚士を襲った高次脳機能障がい
11	高次脳機能障がい者と働く
12	生活を立て直す脳のリハビリ(記憶障がい編)
13	改訂2版リハビリナース、PT、OT、STのための患者さんの行動から理解する高次脳機能障がい
14	高次脳機能障がいのある人に伝わる説明便利帖
15	高次脳機能障がいの病態・ケア・リハがトータルにわかる
16	不自由な脳は続く：高次脳機能障がいに対する支援再考
17	高次脳機能障がいリハビリテーションの流れが見える
18	私の夫は高次脳機能障がい者です
19	この脳で生きる。脳損傷のスズキさん、今日も全滅
20	「脳コフさん」支援ガイド
21	こう見えて失語症です
22	わかってくれるかな、子どもの高次脳機能障がい
23	わかりやすい小児の高次脳機能障がい対応マニュアル
24	わたしたち、働いています。事例から見る小児期発症高次脳機能障がいの発症から就労まで

高次脳機能障がい家族会あかりのご紹介

外から見えず中途障がいでもある「高次脳機能障がい」。その特有の困り感は当事者や家族でないとなかなか理解ににくいものです。みやざき高次脳機能障がい家族会「あかり」では、4月と奇数月の第3土曜日に家族会会員の情報交換や障がい理解のための学びの会を、開催しています。同じ障がいを持つ方と出会うことができる機会です。くわしくは下記までお問い合わせください。

高次脳機能障がい家族会あかり

場所：身体障害者相談センター リハビリテーション交流室
連絡先：090-6421-1192 e-mail:akari.kazokukai@ymobile.ne.jp



身体障害者手帳認定担当からのお知らせ

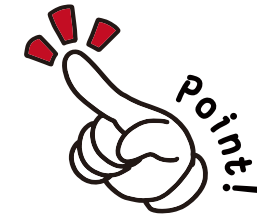


転居した場合、居住地等変更届の提出が必要です

4月は異動の時期ですが、身体障害者手帳を所持している方が転居（住所変更）をした場合、住民票の手続きのほか、福祉担当課等での身体障害者手帳の居住地変更が必要となります。手帳住所の書き換え等が必要となりますので、必ず**転入先の市町村福祉担当課**で手続きを行ってください。

手続きが遅れますと、今まで受けていた福祉サービス等（重心医療、日常生活用具等）を受けられない場合がありますので、速やかに手続きしていただくようお願いします。

身体障害者手帳ワンポイント



●障がいの認定時期について

治療（リハビリテーションを含む。）の過程にあるが、障がい固定とみなし認定可能となる目安（観察期間）は以下のとおりです。

- ・乳幼児の障がい
障がいの程度を判定することが可能となる年齢（認定基準上、概ね満3歳到達後）。ただし、切断や無眼球等、障がい程度が明らかな場合や、手帳取得により早期の治療が必要な場合を除く。
- ・ぼうこう又は直腸機能障がい
ストマ造設直後より認定可（4級）
高度の排尿・排便機能障がい等により、上位等級の申請をする場合は、ストマ造設後6か月経過後。
- ・脳血管の疾病（脳梗塞、脳出血等）による肢体不自由
発症から3か月（発症から6か月以内は1年後の再認定を条件）
- ・脳炎、低酸素脳症、頭部外傷による肢体不自由
発症（受傷）から6か月
- ・外傷（骨折、打撲等。頭部外傷を除く。）による肢体不自由
受傷後（術後）1年
- ・脊髄損傷による肢体不自由
受傷後（術後）3か月（受傷後・術後から6か月以内は1年後の再認定を条件）
- ・脊椎疾患（ヘルニア、脊柱管狭窄等）による肢体不自由
発症（術後）から6か月（発症・術後から1年以内は1年後の再認定を条件）
- ・人工関節等置換術後による肢体不自由
術後3か月（術後6か月以内は1年後の再認定を条件）
- ・ペースメーカー植込術後による心臓機能障がい
術後3か月（適応度クラスI又は4級の申請の場合は観察期間を置かない。）

●7級の障がいについて

肢体不自由7級の障がいは、一つのみでは身体障害者手帳交付の対象となりません。この場合、申請は却下となる場合がありますのでご注意ください。なお、7級の障がいが2つ以上重複する場合、又は7級の障がいが6級以上の障がいと重複する場合は、手帳交付の対象となります。

令和7年度 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、障害者総合支援法による補装具支給の判定を行っています。判定をご希望の方は、**事前に各市町村障がい福祉担当窓口へ申請してください。**

- 対象：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置等
- 判定時にお持ちいただくもの
身体障害者手帳、使用中の補装具、身体障害者手帳をお持ちでない方で指定難病により申請される方については指定難病受給者証



(写真：補装具判定の様子)

定例判定

- 判定会場 宮崎県総合保健センター 1階 整形外科判定室(宮崎市霧島1-1-2)
- 受付 13:30 (1階ロビー中央にて行います。中央保健所窓口では対応していません)
- 開始時刻 14:00
- 日程 (いずれも水曜日)

4月	16日・30日	5月	14日・21日・28日	6月	11日・18日・25日
----	---------	----	-------------	----	-------------

※7月以降の日程については、現在調整のため決まり次第、当センターホームページへ掲載いたします。

巡回判定

- 受付 県立延岡病院での開催時 13:30(病院窓口では対応していません)
その他の会場での開催時 13:45(各保健所の窓口では対応していません)
- 開始時刻 14:00
- 判定会場・日程

延岡市 (県立延岡病院) (延岡保健所)	令和7年	4月15日 7月1日 10月7日	火
	令和8年	1月20日	
日南市 (日南保健所)	令和7年	6月20日 10月31日	金
	令和8年	2月6日	
日向市 (日向保健所)	令和7年	6月6日 11月7日	金
	令和8年	2月27日	

都城市 (都城保健所)	令和7年	5月16日 7月11日 9月26日 11月21日	金		
	令和8年	1月16日 3月13日			
	小林市 (小林保健所)	令和7年		4月25日 9月12日	金
		令和8年		1月30日	

※延岡病院については、2階脳神経センター前(2階エレベーター降りてすぐ)にて受付を行います。
※判定に関するお問い合わせは、「当センターまたは、お住まいの市町村障がい福祉担当窓口」へお願いします。

リハビリテーション訪問相談について

地域リハビリテーション推進事業の一環として、障がい者のADLの改善・向上、介護・福祉施設職員の方々のリハビリテーション技能の向上等を目的にリハビリテーション訪問相談(当センター作業療法士、理学療法士派遣)を実施しています。お申込み方法等の詳細については、当センターホームページ内「障がいのことで気になることがあったら」のページへアクセスいただくか、下記URL、QRコードからご確認ください。

- 対象：障害者支援施設、生活介護等の障がい者福祉関係施設の利用者及び職員
身体障害者手帳を所持する在宅生活の方及びその家族等
※ただし、いずれも、医療機関や介護保険施設等でリハビリテーションを受けている方を除く
- 相談例：介助の方法がわからない、施設、家庭でできるリハビリの方法が知りたい
補装具の申請をしたいが、どの補装具が適しているのかわからない等

URL：<https://www.shinsyocenter-miyazaki.com/syogai-soudan/reha-sodan.html>



re habilis

令和7年3月発行 Vol.29

ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)
〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
TEL：(0985)29-2556(代)
FAX：(0985)31-3553
<https://www.shinsyocenter-miyazaki.com>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び)+habilis(適した、ふさわしい)+ation(状態にする)から採ったものです。

目次

- ★令和6年度第2回 高次脳機能障がい啓発セミナーについて
- ★高次脳機能障がいパネル展示のご案内
- ★出前講座および図書のご案内
- ★高次脳機能障がい家族会あかりの紹介
- ★身体障害者手帳担当からのお知らせ
- ★令和7年度 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程
- ★リハビリテーション訪問相談について

令和6年度第2回 高次脳機能障がい啓発セミナーのご案内

「高次脳機能障がいの障害特性から見た合理的配慮～児童生徒から成人への成長過程における配慮～」をテーマに、講師：廣瀬綾奈 先生(帝京平成大学健康メディカル学部言語聴覚学科)にご講演いただきオンラインを含めた160名の参加者から、「子供の後天性脳損傷による高次脳機能障がいがあることを知れて良かった。」「大変わかりやすく、具体例を出していただくなど、今後の仕事をするうえで示唆となるものでした。」等のご意見をいただきました。成長過程の子どもの障がい特性について、さらに理解を深め、家庭・医療・教育・福祉が連携し、長期的な支援が必要であることを再認識した講演となりました。また、学校で学生や支援者を対象に高次脳機能障がいについての研修の機会を設けてほしいとのご意見もいただき、その必要性を感じているところです。



高次脳機能障がいパネル展示のご案内

本年度のパネル展は、県立図書館、日南市立北郷図書館、防災庁舎、セミナーや会議等の機会を活用して実施しました。

令和7年度も、県内公共図書館でのパネル展示を計画しております。

